

公益財団法人新潟県下水道公社 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人新潟県下水道公社（以下「公社」という。）と称する。

（事務所）

第2条 公社は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 公社は、流域及び公共下水道等の維持管理をはじめ、下水道に関する調査・研究、下水道知識の普及・啓発等及び下水道排水設備工事責任技術者の認定・登録を行うことにより、県民の健康的で快適な居住環境の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与し、もって公衆衛生の向上及び自然環境の保全・循環型社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第4条 公社は、前条の公益目的を達成するため、新潟県内において次の事業を行う。

- (1) 流域及び公共下水道等の維持管理
- (2) 地方公共団体の実施する下水道事業に対する協力・支援
- (3) 下水道処理技術等に関する調査・研究
- (4) 下水道技術者の育成
- (5) 県民に対する下水道知識の普及・啓発
- (6) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

（財産の種別）

第5条 公社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公社の目的である事業を行うために新潟県及び市町村から出捐された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 公社の事業遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 公社の財産の管理及び運用方法は、理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 公社の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）は、理事会の承認を得なければならない。

3 前2項については、直近の評議員会へ報告するものとする。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長（代表理事）が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所へ備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計規程)

第11条 公社の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 公社に、評議員を3人以上7人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ 上記イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ 上記ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ 上記イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数が欠ける場合においては、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

（決議）

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、署名しなければならない。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 2人以内

- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第30条 役員には、その職務の執行の対価として、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

（役員等の責任の軽減）

第31条 公社は、役員的一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 公社は、外部役員的一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は同法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

（種類及び開催）

第34条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

（招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

（決議）

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議

長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることができない。

（決議の省略）

第37条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がある提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第39条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

（解散）

第41条 公社は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第42条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産

を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益法人認定法（以下「認定法」という。）第 5 条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第43条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 公社の公告は、電子公告により行う。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第45条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

（個人情報の保護）

第46条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第11章 事務局

（事務局）

第47条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員の任免については、理事長が理事会の承認を得て行う。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第12章 補則

（委任）

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長（代表理事）は平野幸生とする。

附 則

この定款は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

公益財団法人新潟県下水道公社 役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県下水道公社（以下「公社」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等をいう。

（報酬の支給）

第3条 公社は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、期末手当を支給する。
- 4 常勤役員に退職手当は支給しない。
- 5 非常勤監事のうち、専門の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者については、職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、支給する額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

なお、県の一般職の給料表の改定率に準じ、報酬月額の改定を行うものとする。

- 2 常勤役員の期末手当の支給割合は、新潟県の「知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例」に準ずるものとし、理事長が理事会の承認を得て支給するものとする。
- 3 前条第5項の非常勤監事の報酬の額は、別表第3「非常勤監事の報酬の額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は、公益財団法人新潟県下水道公社給与規程の例による。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等の支給方法は、公益財団法人新潟県下水道公社給与規程の例による。

（通勤費）

第7条 常勤役員には、公益財団法人新潟県下水道公社給与規程の例により通勤費を支給する。

（費用）

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県下水道公社の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表第 1 常勤役員の報酬月額（第 4 条第 1 項関係）

区 分	報 酬 月 額
理 事 長	60万円までの範囲内

別表第 2 常勤役員の期末手当の額（第 4 条第 2 項関係）

区 分	期 末 手 当 の 額
理 事 長	300万円までの範囲内

別表第 3 非常勤監事の報酬（第 4 条第 3 項関係）

区 分	報酬の額	適 用
監 事	年100万円までの範囲内	専門の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者

公益財団法人新潟県下水道公社 評議員・役員名簿

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(敬 称 略 ・ 順 不 同)

役職名	氏 名	現 職	備 考
評議員	小 松 俊 哉	長岡技術科学大学教授	
評議員	五 十 嵐 祥 二	新潟県土木部都市局長	
評議員	武 石 和 彦	新潟市下水道部長	
評議員	古 田 祐 三	新発田市市長付特命参事・水道局長	
評議員	谷 畑 哲 也	長岡市土木部長	
評議員	上 村 栄 二	南魚沼市上下水道部長	

役職名	氏 名	現 職	備 考
理事長	山 郷 和 久	公益財団法人新潟県下水道公社 理事長	常 勤
理 事	安 原 狭	新潟県土木部都市局下水道課長	非常勤
理 事	小 玉 貴 道	燕市都市整備部下水道課長	非常勤
理 事	林 真紀子	小千谷市水道局業務課長	非常勤
理 事	渡 邊 こまき	聖籠町上下水道課長	非常勤
理 事	小 林 健 仁	弥彦村防災むらづくり課長	非常勤
監 事	中 野 加奈子	新潟市下水道部経営企画課長	非常勤
監 事	渡 邊 信 子	Art税理士法人 代表社員 税理士	非常勤